

大河原町デマンド型乗合タクシー事業運営体制等の見直し(検討)

1. 町・商工会・運転手・オペレーターによる懇談会

令和2年1月9日……乗車に対するルールの確認

令和3年1月26日……新型コロナウイルス感染症対応、事業の概要、乗車ルールの徹底
⇒令和3年広報3月号に掲載・周知

令和4年1月26日……利用者からの苦情・意見の確認、車表示のマグネット作成、
乗車ルールの徹底⇒配布用チラシ作成(別紙)

令和5年1月27日……キャンセル対応、乗車マナー順守⇒車内に注意書きラミネート作成

2. デマンド型乗合タクシー小委員会

令和4年11月17日……予約センター人件費増、車両借上料の見直し、運営費縮減策等を協議
原油・物価・人件費の高騰を勘案し、令和5年度で車両借上料増額

① 普通車2,444円/h⇒2,750円/h ② ジャンボ車2,647円/h⇒2,978円/h

令和5年6月6日……令和4年度実績、キャンセル数及び障がい者利用増による運営費増、
運営の効率化・運営費縮減等の協議



≪運営体制等の見直し検討≫

(1) 町から運営委託をタクシー会社直接に行う検討

- ① 現在の指示系統 町⇒商工会⇒予約センター⇒運転手または利用者となっているが、経由が多いため意思決定がしづらく、課題解消に時間がかかるため、町⇔タクシー会社の直接でできないか。
- ② 予約センターは電話回線・ネット回線があればどこでも運営可能であるため、駅前ビル「オーガ」内からタクシー会社内でも可能か。その際の事務所賃借料が軽減できるか。
- ③ 現在、予約センター職員は商工会雇用だが、タクシー会社雇用でも問題ないか。タクシー会社雇用であることで、商工会への103万円の支払い(業務管理手数料・人事管理手数料)の軽減も可能か。

注1: 中央タクシーの社長においては、現大河原町議会議員のため、町から直接委託を受けないよう社長及び取締役の役付きから外れることを想定。(議員の兼業禁止に配慮)

注2: 現大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例では、運営業務を町内の公共的団体に委託できると規定されているので、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者に委託できる規定に改正が必要となる。

(2) 運行内容の検討

- ① 運行している午前8時から午後4時まで、2台～4台で稼働しているが、時間帯により稼働タクシーの必要台数を精査し、経費縮減が図れないか。
- ② 月～金曜日・祝日を除く運行だが、祝日が多い月の場合運行日数が少ない。業務受託側は人件費・物件費等最低保障の経費が確保されない。最低の経費保障が確保できるよう、月により祝日も含め運行ができないか。

※(1)(2)の見直し事項を年内に方向性を出せるよう検討を行い、次回地域公共交通協議会で諮れるよう進めるもの。